

## 公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年1月17日

静岡県知事 川勝 平太

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和3年度 [第 33 - Z1125 - 01 号]

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託

#### (2) 業務目的

富士山富士宮口五合目において、来訪者の安全確保や富士山の価値の継承を推進する拠点施設の整備が課題となっており、富士山の保全と後世継承の取組について中心的な役割を担ってきた県が設置主体となり、富士山初のシェルター機能を有する来訪者施設の早期整備を目指す。

#### (3) 業務内容

ア 施設名称 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）

イ 業務の内容 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事に伴う基本設計及び実施設計

ウ 敷地の場所 静岡県富士宮市栗倉 地内（富士山富士宮口五合目）

エ 敷地面積 2,400 m<sup>2</sup>程度（詳細な数値については、本業務にて検討する。）

オ 構造規模

名称	構造・規模	延床面積	静岡県建築設計等委託料算定基準 別表2 建築物の類型用途
来訪者施設	鉄筋コンクリート造・4階建程度※	1,582 m <sup>2</sup>	第十二号 第1類

※ 階数については、配置計画などにより変更を許容する。

#### (4) 履行期限

令和5年7月20日(木)限り。ただし、基本設計は令和4年9月1日(木)限り。

※配置・断面計画（案）は、令和4年6月15日（水）までに提出すること。

#### (5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、91,003,000円（消費税込み）とする。

## 2 参加者の資格要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務における総合点数が 220 点以上であること。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 一級建築士 3 名以上を有すること。
- (6) 協同組合が参加する場合にあっては、当該協同組合の組合員でないこと。
- (7) 下記に示す要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

〔配置予定管理技術者〕

- ・一級建築士の資格を有する者。
- ・静岡県業務委託契約約款（建築設計）第 10 条第 1 項に定める管理技術者であること。
- ・参加表明書等の提出期限日以前に、当該参加者の組織に属していること。
- ・主任担当技術者を兼任しないこと。

〔配置予定主任担当技術者〕

- ・建築担当の主任担当技術者は、参加表明書等の提出期限日以前に当該参加者の組織に属していること。
- (8) 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出期限日から契約予定者の特定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
  - (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (10) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。

## 3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

令和 4 年 1 月 17 日（月）の午前 9 時から令和 4 年 2 月 4 日（金）の午後 4 時までの間。

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-150/architectre.htm>>

に掲載する。

4 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提出期間

令和4年1月18日（火）から令和4年2月7日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間。

(2) 提出先

9(3)イに示す「静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課教育施設班」まで提出すること。

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送（期間内必着）にて提出すること。（長形3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者が5者を超えた場合は、「(1) 企業の能力」と「(2) 配置予定技術者の実績と資格等」の評価の合計の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和4年2月15日（火）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和4年2月15日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和4年2月22日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午後4時までの間に、書面（様式自由）により発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和4年2月25日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、9(3)アに示す「静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班」まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 技術提案書をヒアリング内容を踏まえて全ての評価項目・基準で評価し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者への通知  
契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和4年3月8日（火）までに通知する。

## 8 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和4年3月8日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和4年3月15日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午後4時までの間に、書面（様式自由）により発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和4年3月18日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、9(3)アに示す「静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班」まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 9 その他

- (1) 詳細は、「令和3年度〔第33 - Z1125 - 01号〕富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託 業務説明書」及び「令和3年度〔第33 - Z1125 - 01号〕富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託 特記仕様書」による。
- (2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口

ア 契約に関する照会窓口

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館13階 電話 054-221-2357

E-mail : kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

イ 技術に関する照会窓口

静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課教育施設班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館13階 電話 054-221-3098

E-mail : kenchikukouji@pref.shizuoka.lg.jp

( 特 に 定 め た 契 約 条 件 )

- 1 この業務は、令和3年度から令和5年度にわたるものである。
- 2 前払金の総額は契約金額の10分の3以内とし、令和3年度の支払いは0円、令和4年度の支払いは27,300,000円を限度とし、残額は令和5年度に支払う。
- 3 受注者は前払金を受けようとする場合は、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 発注者は予算上の理由等により、第2項に規定する支払額を変更することが出来る。